

環境規発第 1710025 号  
環境施発第 1710022 号  
平成 29 年 10 月 2 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省 環境再生・資源循環局

廃棄物規制課長

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を活用した代執行支援に係る申請手続き等について  
（事務連絡）

昨年のポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号。以下「PCB 特措法」という。）の改正において、ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB 廃棄物」という。）の保管事業者に対し、計画的処理完了期限の一年前まで（処分期間）に自ら処分又は処分を委託することが義務付けられた。これに合わせて、当該義務を履行していない保管事業者に対して、処分その他必要な措置を講じるよう改善命令を実施し、それでも処分委託を行わない事業者に対しては、行政による代執行を可能とする規定が追加された。

この際、事業者が不存在、資力不足等の場合であって、行政代執行に要した費用を当該事業者から徴収することが困難な場合について、支援の在り方を検討した結果として、独立行政法人環境再生保全機構（以下「保全機構」という。）に置かれている「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金」の制度的枠組を活用し、代執行を行った都道府県（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（平成 13 年政令第 215 号）第 8 条に規定する市を含む。以下同じ。）に対する財政的な支援について、国及び産業界が協力して、基金を造成することにより行うこととなった。

今般、北九州事業エリアの変圧器・コンデンサーの処分期間の末日が平成 29 年度末に迫っていることを踏まえ、行政処分の実施に当たって都道府県側に求められる具体的な手続きや支援の方法等について、概要を下記のとおりお示しする。

具体の申請方法等については、今後、保全機構又は中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以

下「JESCO」という。)により示される要綱、申請書等に基づいて実施していただくこととなるが、特に JESCO 北九州事業エリアの都道府県に置かれては、下記を参照いただきつつ、必要な準備を進めていただきたい。また、具体の行政処分等については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく行政処分等の実施について(平成 29 年 10 月 2 日環境規発第 1710024 号・環境施発第 1710021 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長・ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長通知)」を参照いただきつつ、実施していただきたい。

## 記

### 1. 支援の対象と方法

- 今回造成する基金からの助成の対象となるのは、PCB 特措法第 13 条第 1 項に基づき処分等措置として都道府県が講じた措置に要した費用である。具体的には、高濃度 PCB 廃棄物を処分する事業者 (JESCO) への処分委託に係る費用及び同事業者の事業所までの収集運搬契約に係る費用に加え、処分委託のために必要となる付随的な措置 (収集運搬時の漏洩防止のため行う機器の部分的な補修等) に係る費用が対象となる。
- ただし、PCB 特措法上、高濃度 PCB 廃棄物のみが代執行の対象となることから、対象とする機器の濃度の分析など、行政処分の対象を明確化するための措置については、代執行の枠内で実施することはできず、また、基金による助成の対象にも含まれない。こうした措置については、改善命令に先立って、できる限り処分期間内に報告徴収・立入検査の権限等を活用して行うことが必要。
- 都道府県において、保管事業者から代執行に要した費用の徴収を行うためには、一旦債務の形で全額を都道府県が負担する必要があると考えられることから、今回の助成の方法としては、都道府県が代執行の事業を終了した後、全体の費用の 75/100 について、JESCO を経由してポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金から支出する (後払い) 形を取ることとする。

### 2. 支援の要件

- 都道府県から JESCO への申請の際、下記の点について事実関係を証する資料を添付し、JESCO 及び保全機構において要件として確認することとする。
  - ▶ 対象となる高濃度 PCB 廃棄物の状況 (種類、量、重量、寸法、損傷の有無等)
  - ▶ PCB 特措法に基づく代執行の法定要件への該当 (改善命令違反の事実等)
  - ▶ 関係法令に基づき、適切な手続を経て代執行が実施されていること (改善命令の前段階での都道府県による保管事業者に対する指導・助言の経緯の記録等)
  - ▶ 処分等措置に係る費用の額 (それぞれに必要な費用の見積もり)

➤ PCB 特措法第 13 条第 2 項に定める保管事業者に対する費用の徴収が行われている又は行われる見込みがあること（保管事業者が破産等により既に不存在となっている場合を除く。）。

- 上記の各事項の記載に当たっては、先述の環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長・ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長通知に記載されている手順等を参照すること。

### 3. 申請の方法

- 現在の中小企業等に対する費用軽減制度と同様に、処分委託契約に先んじて、当該助成を受けるための申請を JESCO に対して行い、JESCO を経由して保全機構の確認を受ける。その際、処分等措置に要する費用については、見積もりの提出が必要となる。
- 上記確認の後、実際に代執行により処分等措置を実施し、実費について JESCO を経由して保全機構に報告を行い、処分等措置に要した額全体の 100 分の 75 に当たる額の助成を受ける。
- 事後、PCB 特措法第 13 条第 2 項の規定による費用の徴収を行い、徴収額の 100 分の 75 に当たる額について、保全機構に返還する。返還について、都道府県は直接的には JESCO から助成金を受け取ることとなるため、基本的には各都道府県から JESCO を経由して保全機構に返還すべきものである。一方で、返還に伴う会計処理の効率化等のため、運用上は、都道府県、保全機構及び JESCO の間で別途三者契約を締結することにより、JESCO を経由せず、都道府県から機構に直接返還することとする。ただし、その際、あくまで助成金の支出は JESCO から行われるものであることから、費用徴収の状況の報告については、JESCO に対してもあわせて行うものとする。当該三者契約の様式については、申請様式とともに別途お示しするため、活用されたい。

### 4. 留意点

- 代執行で処分委託を実施する場合は、あくまで契約主体は都道府県であることから、元々の保管事業者が中小企業であったとしても、中小企業者等軽減制度の対象とはならない。
- 申請から助成に至る全体の流れについては別添参照。

# 行政代執行に係る財政支援の流れ(イメージ)

